

令和2年3月佐川町議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 令和2年3月13日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 令和2年3月13日 午前9時宣告

開 議 令和2年3月13日 午前9時宣告（第8日）

応招議員	1番	橋元 陽一	2番	宮崎知恵子	3番	西森 勝仁
	4番	下川 芳樹	5番	坂本 玲子	6番	邑田 昌平
	7番	森 正彦	8番	片岡 勝一	9番	松浦 隆起
	10番	岡村 統正	11番	中村 卓司	12番	永田 耕朗
	13番	西村 清勇	14番	藤原 健祐		

不応招議員 なし

出席議員	1番	橋元 陽一	2番	宮崎知恵子	3番	西森 勝仁
	4番	下川 芳樹	5番	坂本 玲子	6番	邑田 昌平
	7番	森 正彦	8番	片岡 勝一	9番	松浦 隆起
	10番	岡村 統正	11番	中村 卓司	12番	永田 耕朗
	13番	西村 清勇	14番	藤原 健祐		

欠席議員 なし

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	堀見 和道	健康福祉課長	田村 秀明
副町長	中澤 一眞	産業建設課長	田村 正和
教育委員会教育長	濱田 陽治	国土調査課長	橋掛 直馬
総務課長	麻田 正志	会計管理者兼会計課長	真辺 美紀
チーム佐川推進課長	岡崎 省治	教育次長	片岡 雄司
税務課長	森田 修弘	病院事業副管理者兼事務局長	渡辺 公平
町民課長	和田 強	農業委員会事務局長	吉野 広昭

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 河添 博明

町長提出議案の題目	別紙のとおり
議員提出議案の題目	なし
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

令和2年3月佐川町議会定例会議事日程〔第4号〕

令和2年 3月13日 午前9時開議

- 日程第1 議案の訂正申し出について
- 日程第2 議案第1号 令和元年度佐川町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第3 議案第2号 令和元年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第4 議案第3号 令和元年度佐川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第5 議案第4号 令和元年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第6 議案第5号 令和元年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第6号 令和元年度佐川町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第7号 令和元年度佐川町病院事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第8号 令和2年度佐川町一般会計予算
- 日程第10 議案第9号 令和2年度佐川町国民健康保険特別会計予算
- 日程第11 議案第10号 令和2年度佐川町学校給食特別会計予算
- 日程第12 議案第11号 令和2年度佐川町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第13 議案第12号 令和2年度佐川町介護保険特別会計予算
- 日程第14 議案第13号 令和2年度佐川町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第15 議案第14号 令和2年度佐川町水道事業会計予算

- 日程第 16 議案第 15 号 令和 2 年度佐川町病院事業特別会計予算
- 日程第 17 議案第 16 号 佐川町課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 18 議案第 17 号 佐川町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について
- 日程第 19 議案第 18 号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 20 議案第 19 号 佐川町行政不服審査条例の廃止について
- 日程第 21 議案第 20 号 佐川町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 22 議案第 21 号 佐川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 23 議案第 22 号 佐川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 24 議案第 23 号 特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 25 議案第 24 号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 26 議案第 25 号 佐川町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 27 議案第 26 号 佐川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 28 議案第 27 号 地方自治法等の一部を改正する法律による地方自治法の条項ずれに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 29 議案第 28 号 佐川町消防団員任免に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 30 議案第 29 号 さかわ発明ラボの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 31 議案第 30 号 佐川町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 32 議案第 31 号 債権の放棄について
- 日程第 33 議案第 32 号 佐川町立老人憩いの家設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 34	議案第 3 3 号	第 2 期佐川町子ども・子育て支援事業計画の策定について
日程第 35	議案第 3 4 号	佐川町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 36	議案第 3 5 号	健康センター和楽の指定管理者の指定について
日程第 37	議案第 3 6 号	名教館の指定管理者の指定について
日程第 38	議案第 3 7 号	佐川文庫庫舎の指定管理者の指定について
日程第 39	議案第 3 8 号	佐川町と高知県との間の行政不服審査法第 8 1 条第 1 項の機関の事務の委託に関する規約制定の協議について
日程第 40	議案第 3 9 号	高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更について
日程第 41	議案第 4 0 号	高知縣市町村総合事務組合から芸東衛生組合が脱退することに伴う財産処分について
日程第 42	議案第 4 1 号	高知縣市町村総合事務組合から高幡西部特別養護老人ホーム組合が脱退することに伴う財産処分について
日程第 43	発議第 1 号	「桜を見る会」徹底究明を求める意見書
日程第 44		議員派遣について
日程第 45		委員会の閉会中の継続審査及び調査について

令和2年3月佐川町議会定例会追加議事日程（第4号の追加1）

令和2年 3月13日 午前9時開議

日程第1 発委第1号 佐川町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

議長（岡村統正君）

おはようございます。ただいまの出席議員数は14人です。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

まず西森議員から月曜日の一般質問の中での発言について訂正の申し入れがっております。

3番（西森勝仁君）

おはようございます。3番議員の西森勝仁です。私の発言の訂正を申し出ます。会期日程第4日目の私の一般質問の中で、ふるさと納税に関する質問において、納めた税金をおみやげをもらって、取り返す、と発言したと思っておりますが、この返礼品については平成31年4月1日の総務省告示第179号第5条において同一町内において、住所のある者に対する返礼品の提供はこれを禁止すると書かれ、令和元年6月1日から適用となっておりますので、私の発言中おみやげをもらってという部分についてはこれを削除します。以上です。

議長（岡村統正君）

以上で、西森君の訂正の発言を終了します。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、議案の訂正申し出についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長（堀見和道君）

改めましておはようございます。本日、議案の訂正の申し出をさせていただきます。令和元年度の一般会計補正予算につきまして、訂正をさせていただく申し出につきましては、議員の皆さまに大変申し訳なく思います。今後、こういうことのないようにしっかりと執行業務に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは議案の訂正申し出についてご説明申し上げます。訂正の申し出をいたしておりますのは、議案第1号、令和元年度佐川町一般会計補正予算（第5号）であります。補正予算に計上しておりますGIGAスクール構想にかかる予算のうち、情報ネットワーク環境施設整備事業につきましては、令和元年度事業として本年度中の申請、交付決定、補正予算債の起債を想定しておりましたが、申請スケジュールにそった必要な申請準備が整わなかったことにより、令和元年度での申請を見送り、令和2年度事業として実施することとしたことにより、これにかかる予算を削除し訂正をするものであ

ります。なお、令和2年度事業として実施することにより、支障が生じることはございません。以上でございます。

議長（岡村統正君）

お諮りします。

本件は議案訂正申し出のとおり許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって議案の訂正申し出のとおり、許可することに決定しました。

日程第2、議案第1号、令和元年度佐川町一般会計補正予算（第5号）について質疑を行います。

3番（西森勝仁君）

私から3点についてお尋ねをいたしますが、質疑は一般質問と異なりまして、会議規則によりまして3回しかできませんので、はぐらかしや、ご飯論法などせず、3回答弁したら終わりとするのではなく、明解な答弁をお願いをしておきたいと思えます。

まず51ページ、4-2-1、13節のごみ収集委託料931万2千円の減額についてであります。この業務は当初予算では4,152万2千円でありまして、昨年より200万円アップで組まれていたわけがあります。このアップする昨年説明を受けた費用としては人件費とガソリン代の高騰に伴うものということで説明があったと思っておりますが、それがどこに反映されているのかわかりませんが、まあ単純に計算をしますと、落札率は77%前後、75から77ぐらいになりゃあしないかと思えます。毎年、お尋ねしているところでありますが、この業務はほかの委託業務と違い、本来町が独自でやるべき業務であります。それを委託する場合には業務を遂行するに足る金額、これを支払わなければならないと明確に記載されているはずであります。町長は昨年度の12月議会での私の答弁の中で過去8回についても調べてみる。裁判のいきさつもあるので、弁護士とも相談をして落札価格について決めると、こういうふうになっていたと思えますが、どのように相談をされ、どのように決定したのか。最低制限価格については、町長しかできませんので、町長にお尋ねするところですが、当初予算は当初予算では、高騰する人件費、ガソリン代、この200万円うわ積みしていますが、これがどこにいかされているのかがまずひとつ。2つ目が過去8回、検証した結果、ま

た弁護士とも相談して設定したとされる最低制限価格については、
どういうふうに反映されたのか。この2点。

次に57ページ、6-1-1の13節のこれも委託料であります、
プレミアム付商品券、この委託事業であります、減額3,552万円
となっております。これは増税対策の一環として低所得者層に限定
して、低所得者だけじゃなくて子供とかそういったところも含まれ
ておりますが、こういうふうに限定されて発売されたものと思っ
ておりますが、これは半分ぐらいしか売れなかったと。こういうこと
ではないかと思っています。私は以前のように商工会に行けば買え
るものとばかり思っておりましたので、現実的には商工会はただ換
金するだけと。この業務だけを委託されたようであります。手続き
もお年寄りにとってはなかなか浸透していなかったようでありまし
て、こういうふうな売れ残りができた、私は分析をしております
が担当課はどのように分析し、またこうしたことへの反省材料があ
ったのか。あったらそれはどういうふうにかされるのか。前回は
長蛇の列ができて、もうここで、本日分は売り切れですと言っ
て説明を受けてそこからその人は帰らざるを得なかったわけであり
ますが、しかし後日また余った分として売りに出されたようであり
ますが、これはちょっと妙に矛盾がありやあしないかと。その時は
思ったわけでありますが、今回はどうなのか。

3点目、59ページであります。6-1-1-19、商工会への補助
金がなぜ144万2千円、こんなに余ったのか。以上3点、お伺いし
ます。

町民課長（和田強君）

西森議員のご質問にお答えいたします。まずごみの収集委託業務
について、昨年度の人件費とかガソリンのアップがどこに反映され
ていたかという点につきましては、それぞれ予定価格を決定して地
区を2つにわって、A区域B区域というふうにしておりますが、A
区域の予定価格が30年度1,847万2千円だったものが、人件費等
の影響で1,903万4千円というふうにアップしております。B区域
も同じく1,810万円が1,905万9千円というふうにアップしてあり
ます。

また最低制限価格についてなんですけれども、最低制限価格の割
合は現在、75%ということで、設定させていただいておりますが、
これにつきましては過去の入札の状況です、28年度以降です、

落札率が78%とか77%というものがありまして、中には低い制限比率で言うと最低制限価格をわったような見積もりの事業者がおりました。この委託にあたっては委託に必要な費用というものが確保されないといけないんですけれども、事業者さんからその事業を受けるための見積もり価格としてさっき申し上げたような金額が出てきておりますので、改めて75%を80%にするという必要はないと考えて今年度、令和元年度の分につきましても75%で見積もりあわせを実施しました。以上です。

産業建設課長（田村正和君）

私のほうからは57ページのプレミアム付商品券事業委託料3,552万円の減額についてご説明をさせていただきます。まず議員おっしゃられるとおりこの事業につきましても、引換券の交付の申請が必要になります。交付の状況につきましては、皆さんからいただいた交付の状況が49%となっております、大変少ない申請だったということになります。考えられる理由ということでご質問いただきましたけれども、報道でも紹介をされておりましたけれども新聞機関の聞き取り調査によりますと、やはり所得が低い人にとって、購入費の工面が難しいと。それから手続きを嫌がっているという報道もございました。今回のこの制度は決められた手続きによって実施をしましたが、やはりこういったことが原因じゃないかなと担当課のほうでも考えております。

なお、役場の対応の状況については、国で決定をされた手続きに基づいて個別周知や利用促進通知もしましてなお、事業の広報も9月、1月、3月に実施をしてきた経緯もございます。今回のプレミアム付商品券につきましては、当初見込んでいた効果が減少していることについては、機会があったら制度の反省点として県には報告をしたいと考えております。以上でございます。

続いて、もう一点、59ページの商工会の補助金の減額144万2千円、この減額した理由ということについてお尋ねがございましたので、これもご説明をさせていただきますと、本年度から街路灯のリースに対しても補助をしておりますが、関係者との調整に日数を要したことから街路灯の設置をする基数の見直し、それから街路灯の設置時期の見直しがございまして、当初想定しました補助の対象のリース期間の減額によりまして、今回の補正をさせていただくということになったものでございます。以上でございます。

健康福祉課長（田村秀明君）

私のほうからプレミアム付商品券について、ちょっと説明させていただきます。健康福祉課のほうの商品券の購入の引換券までは健康福祉課の業務となっております。先ほど議員さんがおっしゃいました手続きのほうの浸透がされてなかったのではないかという話だったんですが、対象者としましてはプレミアム付商品券が2つの方が対象となっております。ひとつは住民税非課税世帯のところともう一つは3歳未満の子がいる世帯となっております。非課税世帯につきましては9月2日に2,690名、世帯でいいますと1,872世帯の方に税務課の非課税のデータをもとにプレミアム付商品券の引き換えの交付申請書とともにプレミアム付商品券購入に関するお知らせというものを発送しました。申請の受付のほうは9月から12月27日となっております、12月11日現在で未申請の方につきましては、もう一度文書を送っています。このときに1,568名、世帯でいいますと1,116世帯の方に申請のもう一度通知をしています。最終的に申請があったのが、2,690名に対しまして1,206名ということで、率で言いますと44.8%になっております。この低くなっている理由というのは先ほど産業建設課長のほうも新聞報道であったように、今回のこの部分については全員が対象でないということの中で非課税世帯であるということが、行くとわかるとか申請するとわかるとか、そういった声がやはり聞こえてきました。それからもう一つの3歳未満の世帯につきましては、9月11日に217名、198世帯のほうにこちらは所得制限の要件はありませんので、こちらについては送付しました。

それから10月15日には12名、12世帯の方に送っています。これは生まれた誕生月によってわけて申請書を送るということになっておりましたので、送っています。3歳未満については全体で229名、210世帯となっております。以上です。

3番（西森勝仁君）

ただいま、ごみ収集業務につきましてであります、説明を受けまして、あたかも弁護士と相談した結果、こうなったよというような答弁であったんじゃないかというふうに思いますけれども、私は今、業者の悲鳴というか、うめき声そういうふうに近い声が聞こえてくるわけではありますが、町長にはこうした声が届いてないのか。ただ業者にとりましてはパッカー車や運搬トラックなどいろんな

装備を整えていることでもありますので、これをまあ遊ばせるよりは安くてもえいというふうに腹をくくって採算を度外視して応札しているとのことも小耳に挟んでいます。こうして叩いてとったとか、最低でとってしまいますと、このしわ寄せがすべて弱いところに行っているようです。従業員は安い賃金でしか雇ってもらえません。しかも事業主が落札してしまえばいいですけども、落札できなければすぐに無職となります。また同様の事業主も給料や福利厚生費もかさんでおりますので、大変な思いをしているということでもあります。これは去年の答弁では土木工事とかこういったものとは最低制限価格が違うよという答弁が町長からあっておりますけれども、違うにしても最低制限価格については事業ができる、ちゃんと給与も払える、福利厚生もしっかりしていけると。こういうふうに最低85%できれば90%ぐらいに設定できないものか。この業務はやり手がいなくなったらそれこそ急きょ職員がやらなければいけないこととなります。職員でできるのか。だんだんこれは現実味を帯びてくるのではないかというふうに思っておりますけれども、町長の明解な答弁を願いたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。ここ数年、同じ基準に基づいて、予定価格を算出し、入札を実行しております。全てにおきまして応札をすべての事業者が応札をしてくれているという状況を鑑みまして、特に問題はないというふうに判断しておりますので今の予定のとおり進めてまいりたいと考えております。以上です。

3番（西森勝仁君）

もうひとつ質問、2回目でしちよかないかんとところが抜かっけてしましまして3回目になってしまいましたが、一挙にします。

商品券の件ですが、購入者が49%と少なかったということではありますが、この理由につきましては新聞報道にもされたという状況でありまして、また健康福祉課長からの説明によりますと、申請者に対する周知徹底や必要な事務手続きについては、きちんとしたということで、それは一応は理解をします。しかし、今回はいくつかの組織が連携してこの業務を担当したわけでありまして、産業建設課、健康福祉課、郵便局、そして商工会これが一体となって完結する事業でありましたが、私があちこちで役場組織に行ったときも含めて連携がなかなか全くとれていなかったというような状況でありま

した。

ちょっとその状況の内容を説明しますと、まず冒頭に申し上げましたように、商品券この事業につきましては、予算化にあたりまして、担当課長から商工会へ委託するというものでありましたので、私はすべて商工会がやるもんじゃと。前のように商工会がやるもんじゃというふうに思っておりましたところ、それぞれが分担してやるという資格証明書なるものは健康福祉課にいかないかん。健康福祉課に行って窓口で聞いてみますと、証明はするけれどもそこから後も先も全くわからん。どうなっちゃうらあというたら若い職員でありましたけれども、わからんと。わからんというものは聞いてもしょうがないので、どこへ行ったらわかるよと聞いたたらそれは産業建設課のほうに行ったらわかるんじゃないですかということですので、産業建設課に行って中堅職員がおりましたので、これはどうよと聞いたたらそれはテキパキと説明をしてくれましたのですぐわかりました。換金までは必要ではありませんが、購入する郵便局までの手続きについてはきれいに説明してくれてほんの2、30秒で理解できる簡単な内容でありますので、こういったことが連携がとれておらないので、高齢者は大変困ったと思います。

私のところには送られた封筒を持ってきまして、見てみましたがけれども、今回はこれを証明してもらうために健康福祉課に出さないかんと言わなければならないからそこへ行ったらえいと。そこでまあ次は郵便局へ。それが送られてきたら郵便局で買うよと。期日もちゃんと書いておりましたが、まあ認識の違う職員もおまして1カ月のずれの説明もしておりましたので、まあそれはたいしたことはないかと思いますが。今るる申し上げましたように連携するところはきちんと連携してもらわないかんというふうに思いますが一番迷惑するのは町民であります。

しかしこういった高齢者、若いおかあさん方は右往左往してもうえいというようなことになりかねません。この辺の指揮命令システムをしっかりとしてもらいたいと思いますが、どなたか答弁を願います。

町長（堀見和道君）

はい、お答えさせていただきます。西森議員おっしゃいますように今回のプレミアム付商品券の業務だけでなく、各課が連携をして行う業務につきましては事業全体のことをそれぞれの課がしっかりと把握をして担当課としての業務でない業務でも全ての事業

にかかわることは、説明ができる状態をつくっていくことがとても大切だと思います。そういうふうに努力をしてほしいということはその他の業務でもしっかり連携してやる事業に関しては理解をしてほしいということも日々伝えております。今後におきましても、しっかり庁議の場でもいろいろ職員に対して伝える場をつくりまして、しっかり連携して業務が行えるように今後は改善に努めていきたいと考えておりますので、またご指導をいただければというふうに思います。以上です。

議長（岡村統正君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第1号、令和元年度佐川町一般会計補正予算（第5号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第2号、令和元年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第2号、令和元年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第3号、令和元年度佐川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第3号、令和元年度佐川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第4号、令和元年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第4号、令和元年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第4

号) について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第5号、令和元年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第5号、令和元年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第6号、令和元年度佐川町水道事業会計補正予算(第3号)について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第6号、令和元年度佐川町水道事業会計補正予算(第3号)について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第7号、令和元年度佐川町病院事業特別会計補正予算（第1号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第7号、令和元年度佐川町病院事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第8号、令和2年度佐川町一般会計予算について、質疑を行います。

7番（森正彦君）

7番、森でございます。一般会計予算ページ125、小学校の夏休みのプール監視業務委託料が組まれております。

昨年の夏休みのプールの解放をしなかった小学校がありました。夏休みのプール開放について9月の一般質問でもPTAとも話し合い教育委員会がしっかり責任をれる体制づくりをする。安全確保をする。マニュアルづくりをする。町が監視員を派遣する方向でぜひしっかり検討していきたいという声があがっていきました。教育委員会の答弁は教育的観点からみてもプール開放がのぞましくプール開放の条件整備に取り組んでいく。何が一番いいか、これから検討するという答弁だったように理解しています。

夏休みプール開放については、PTAから要望書があったように思います。この夏休みプール監視業務委託の対象委託の対象となる学校はどこか。プール開放は何日ぐらいを予定しているか、責任の

主体はどこか。P T Aの協力も必要と考えるがP T A、学校との話し合いはどうなっているのかお聞きします。

教育長（濱田陽治君）

お答えいたします。令和元年7月25日に佐川町P T A連合会から教育委員会に対して夏休みのプール開放についての要望がありました。近隣町村の状況を調査した結果、監視を委託してプールを開放するという事になっております。そのために令和2年度の当初予算に60万5千円の委託料を計上しています。内訳ですが、佐川小学校で17日間、斗賀野小学校で12日間、尾川小学校で12日間、黒岩小学校で11日間です。なお、監視員だけでは十分でないために各学校の保護者からも監視をしていただくという、監視でこの監視に参加していただく保護者の方には救急救命講習をプール開放前に各学校で受講したいと。それから学校が休業中ですので、保険が必要になりますので、参加する児童の保護者にスポーツ安全保険800円に加入していただくというようなルールを決めてかつ監視員何名で1時間がたったら休むとか。そういったマニュアルをつくりましてそのうえで最終の責任を教育委員会が持つということになります。なお、この内容について令和2年度当初のP T Aの総会でご説明をしてお願いをしていこうと思っております。以上です。

7番（森正彦君）

はい、ありがとうございます。子供たちにとってよい決断をしていただきありがとうございます。これで夏休みに元気にプールで泳ぐことができるよい夏休みになると思いますが、なお、P T A、斗賀野、話し合いや条件整備が必要という内容でございますが、子供たちのために教育的観点から粘り強く、どうやったら解放ができるかということで、結果、プールが解放できたということになるようにご努力をお願いします。以上です。

5番（坂本玲子君）

おはようございます。5番、坂本です。2点についてお伺いします。1点目来年度本庁舎の改修の予算が出されています。これにつきましてはあと50年、使い続けるため長寿命化を目指して実施されるものと聞いております。しかし2階、3階のトイレは男女別となっております。今でも不便を感じております。

せっかく大規模な改修が行われるので、2階3階のトイレも男女別のトイレにするべきだと思いますが、2カ所が無理ならせめてど

ちらかでもやっていただきたいと思います。これについては町長のお考えをお聞きします。

2点目、会計年度任用職員についてお伺いします。来年度から会計年度任用職員制度が始まります。今までフルタイムだった多くの臨時職員が、パートタイムにかわり、フルタイムはわずかになると聞いています。国が手当分を補償すると聞いていますが、退職手当、期末手当等は国負担でしょうか。そうすると町が支出する分の予算として今年度と比べてどうか。減るのではないか。予想としてどれぐらい減るのか。この2点をお伺いします。

町長（堀見和道君）

坂本議員のご質問にお答えさせていただきます。本庁舎の改修におきまして2階、3階のトイレも検討をいたしました。少し物理的に難しいのではないかなあという一度結論を出しております。ただもう一度本当に候補がないかどうか検討をしたいと思っております。ただデパートなんかでもワンフロアごとに男性のトイレ、女性のトイレというふうに整備をしているところもあります。おそらく整備した当時は男女一緒のトイレで改修をする時に、男性専用、女性専用というふうにわけたんじゃないかというふうに思っております。なかなか物理的には今の場所を男女別にとすることは、難しいかもしれません。ほかの部屋をトイレに改修をするとかですね、そういうことをしないと少し難しいんじゃないかなというふうに思っておりますが、デパートのように2階は男性、3階は女性とか、その逆も考えられますし、いろいろなことを検討したうえで、議会の皆さんにはご説明させていただきたいと考えております。以上です。

総務課長（麻田正志君）

私のほうから会計年度任用職員についてのご質問にお答えをさせていただきます。まず国の負担かどうかという内容のことで、現在のわかっておる状況のほうも含めましてご説明のほうをさせていただきます。

令和元年12月20日に令和2年度の地方財政対策の概要におきまして会計年度任用職員制度の施行への対応として、会計年度任用職員制度が令和2年度から施行されることに伴い、期末手当の支給等にかかる経費について、一般行政経費等に計上するとして1,690億円の額が確保されておるということではありますけれども、この配

分類等の具体的な算定方法につきましては、まだ示されておられませんので、現在のところ一般財源で賄うように令和2年度の当初予算は予算計上しております。

具体的に示されている内容につきましては、地域おこし協力隊の活動に要する経費にかかる特別交付税措置につきましては、現在、地域おこし協力隊員に1人あたり400万円を上限としているところを令和2年度は期末手当等の各種手当等の支給にかかる経費を含めて地域おこし協力隊員1人あたり440万円を上限とすることということ。なお、令和3年度におきましては、地域おこし協力隊員は1人あたり470万円を上限とし、令和4年度以降は、地域おこし協力隊員1人あたり480万円を上限とする予定であるというふうになっております。

また集落支援員の活動に要する経費にかかる特別交付税措置につきましては、集落支援委員を活用する場合、集落支援員1人あたり、350万円を上限としておりますけれども、令和2年度は期末手当の支給にかかる経費を含めまして395万円を上限として特別交付税措置をこうじるということになっております。こちらのほうも令和3年度は430万円、令和4年度以降は445万円を上限とする予定であるということが示されております。現在、示されておる内容は今、説明しましたような内容が財政措置ということで示されております。今後は、地域おこし協力隊員及び集落支援員以外の具体的な財政措置の詳細がわかり次第ご説明はしたいと思っております。その他のことが示されておられませんので、どの手当が対象になるかということがわかりませんので、具体的に予算でどの程度減るかということは今のところお答えができないという状況であります。以上でございます。

5番（坂本玲子君）

地域おこし、集落支援員以外は詳細なことがわからないということでしたが、町の一般行政では、ほとんどの方がパート扱いとなりました。それで、仕事に支障は出ないのか。雇用は確保できるのか、と心配をしています。また本来、働き方改革の理念とも離れてしまうのではないかと思います。その点についてはいかがでしょうか。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。現在の状況も踏まえてお答えをさせていただきます。令和元年の7月現在、その会計年度に移行するにあたって

調査のほうを行いました。その調査時点におきまして一般職の常勤職員と同様に1日、7時間45分、週38時間45分の勤務をする臨時的任用職員は37名でありました。その後、各所属課局ごとに職務の内容や標準的な職務の量に応じた適切な勤務時間を設定するためヒアリングを行いました。その結果、令和2年度にフルタイムの会計年度任用職員に移行するのは19名、パートタイムの会計年度任用職員に移行するのは17名、なお就職により、その移行しない職員が1名というような内容になっております。パートタイムに移行する職員の率は約46%ということで半数は下回っております。働き方改革を含めました仕事への支障とか、働き方改革につきましては令和元年の9月の定例会での質問で回答させていただいたところではありますけれども、総務省の会計年度任用職員制度の導入に向けた事務処理マニュアルにおきまして、財政上の制約を理由として、合理的な理由なく、短い勤務時間を設定し、現在行っているフルタイムでの任用について抑制を図ることは、適正な任用、勤務条件の確保という改正法の趣旨に沿わないということとされておりますけれども、一方簡素で効率的な行政体制の実現のため組織として最低と考える任用勤務形態の人員構成を実施することにより、厳しい財政状況にあっても住民のニーズに応える効果的、効率的な行政サービスの提供を行っていくことが重要であり、ICTの徹底的な活用、民間委託の推進等による業務改革を進め、簡素で効率的な行政体制を実現することも求められております。

これらを踏まえながら臨時、非常勤の職の設定にあたっては、現に存在する職を漫然と存続するのではなく、それぞれの職の必要性を十分吟味したうえで適正な人員配置を努めることが前提であるということを認識したうえで、所属課、局ごとにヒアリングを行い、必要と判断された職に対して適切な任用を設定しておるという状況でございます。雇用の確保につきましてはであります。会計年度任用職員制度導入にあたりまして、本年の1月29日から募集を開始しております。現在の募集に対する充足率は79%ということで、約8割ということになっておりまして現在の募集にかかる事務のほうはおこなっているところでありまして。若干80%ということで、充足率が少ないようにも思われますけれども、これは当初の募集の際の勤務条件とその内容について若干おりあわず、条件等を変更したうえで現在再募集しておる職種があるということも原因になっておりま

す。以上でございます。

5 番（坂本玲子君）

そういうお答えになるということをご予想をしておりましたが、町財政を預かる方にとっては健全財政を目指した苦肉の策だったのではないかと思います。働きやすい労働環境を作るということは、町にとっても住民にとっても大切なことだと思います。できるだけ安定的な働き方ができるよう改善していただきたいと思います。またトイレに関しましても、考える余地があるということですので、ぜひこれから 50 年使い続ける庁舎ということで、予算の補正を組むとかいうこともできると思いますので、ぜひ佐川の町の庁舎はいいねといわれる庁舎をつくっていただきたいと思います。

議長（岡村統正君）

ほかに質疑はありませんか。

11 番（中村卓司君）

1 点だけ質問をさせていただきたいと思います。もうコロナで大変な日本中でございますので、今回の予算についても結果的に決算のところでは影響ができてあせんかという心配もありますけれども、先のことを言っても仕方がないので、1 点だけ質問をさせていただきたいですが、ふるさと納税について質問をさせていただきます。これも新聞等で奈半利の不正問題が大変大きく取り上げられて、しかも予算の 47% 減というふうな計画をたてるというふうな、ああいったことになっても大変でございますけれども、報道によりますと町内にないもの、北海道のホタテとか九州の品物とかいうものもふるさと納税の返礼品の中に入れて、何もかにも売っていたという現状の中で、実績が 25 億ですかね。全国で 9 位ですか、なってそのことについて、このことが不正によって大変なことになったということですが、佐川町の予算、去年からいきますと 1.5 倍ぐらいの予算で 1 億 8 千万ということで組まれておりますけれども、のびることは非常にいいことで、奈半利の例の悪い例じゃなくて実際の町内のためにのびることは大変結構なことなんで、経過につきまして、こののびているという要素でのびているかということをごまかせ願いたいと思いますので、よろしくお願ひします。

総務課長（麻田正志君）

のびている要素につきましてはお答のほうをさせていただきます。

ます。まず寄附額でありますけれども平成30年度の決算額におきましては、約6,863万円ほどになっております。現在の状況をご報告しますと、令和2年の3月12日時点、昨日でありますけれども、これはあくまでも受入額でありません、寄附の申し込み額ということでお答えさせていただきます。寄附の申し込み額が、昨日の時点で1億7,129万円ほどということで、非常に中村議員がおっしゃられるように寄附額のほうはのびております。この寄附額がのびておる原因のほうですけれども、これにつきましては寄附の返礼品の登録数自体ものびております。昨年4月時点では100ちょっとぐらいであったと思いますけれども、今年の1月1日現在では127品目になり、昨日の3月12日時点では、さらに増えまして142品目ということで、寄附の返礼品につきましても充実をしてきております。これに加えまして、既存返礼品を組み合わせた定期便等新たな返礼品のほうも追加いたしまして、そのようなことも原因になってきております。そのほかに野菜の返礼品の取り扱い、これのほうもかなり影響がありまして、野菜の返礼品を取り扱ったということも大きい原因だと思います。あと、個別な内容につきましてはベーグルセットというのがありますけれども、こちらのほうにつきましては全体の寄附の件数自体が、前年度比に比べまして約3.2倍というふうに大きくのびておるということもあります。

こういうことからいきますと返礼品の件数、品目が増えさらにその内容も充実してきておるということと、あとまた別の観点から言いますと昨年の6月から、このふるさと納税に関する決まりが非常に厳格化されました。寄附金につきましては総額の経費は5割以内、返礼品につきましては寄附金に対する3割以内。あと先ほど言いましたようによそである生もののホタテであるとか、イクラであるとか、それを佐川町のものとして返礼にするということは、だめということでその返礼品も地場産品ということで、厳格化されました。そのような影響もあって、今までそういうようなよそのものを使って返礼品を集めていったところに対する寄附額が全国的に分散したということも一因ではなかろうかというふうに考えております。

佐川町が大きく影響を受けていないのは当初のおりから返礼品の50%以下、寄附につきましてもほぼ30%以下と、今の基準とほぼ等しい内容でやっていますので、寄附金について減るとかいう影響を受けていないということが原因ではなかろうかというふうに考えて

おります。以上でございます。

11 番（中村卓司君）

はい、ありがとうございます。課長のほうからは品目が増えたと内容が充実したということで増えるであろう予算を組まれているようでありますけれども、私個人的に感じるには、協力隊の方が素晴らしい努力をされて、この結果に至っているのが非常に大きいという思いをしております。まあ悪い例を奈半利の例を言いましたけれども、窓口になっているところがしっかりしていて、そのことでものすごく仕事ができたといい内容だったと思います。

ただその息子さんの口座に 170 万という金が振り込まれたと、不正をしたので悪い結果になったんですけれども。仕事としては個人の力をものすごく発揮して、やれるというのはどこの会社の組織もそうなんです。今回もその返礼品 1 億 8 千万に実績なっているんですけれども、そこもやはりその方の努力という形が非常に実績について出ているという感じがします。これをうまく上手に使っていただけるような方策でやっていただくことが、今後さらに金額がのびる条件だというふうに思っておりますが、課長、町長でもいいんですけれども、そういう形のほうを益々進めていくような形をとってほしいという思いがございますが、その点について町長でもかまいません、課長でもかまいませんお答えいただければありがたいと思います。

町長（堀見和道君）

はい、お答えさせていただきます。本年度の取り組みについては総務課の中で財政係係長を筆頭に組織的に前向きにチャレンジをしていただいたおかげだと思います。その中でも地域おこし協力隊の隊員の活躍はもちろんでございます。今 3 年目を迎えておりました、来年度中に任期満了になるという予定になっております。この隊員につきましては、引き続き佐川町に定住をしていただいて、佐川町のために佐川町の地産外商、またふるさと納税の推進のために今後もお尽力いただきたいというふうに思っています。そういう相談もさせていただいておりますので、しっかりと連携をとりながら住民のみなさんが少しでも所得があがるような取り組みにつなげていきたいというふうに考えております。以上です。

11 番（中村卓司君）

はい、ありがとうございます。隊員を卒業されるということで大

変危惧しておりました。町長からそういうお答えがいただけましたので、よかったというふうに思います。町長自身も榎並谷さんを含めて前町長を含めて、町外にアピール品物をするよというような発言も町長を含めてありましたけれども、町長自身がなかなか仕事の中でいちいち外へ出て行ったりするのが難しいと思いますので、そういう窓口にはフットワークのいい組織でやれるようなことで、職員がうまく機能するように使っていただきたいと思いますのでよろしくをお願いします。ありがとうございました。以上です。

議長（岡村統正君）

ほかに質疑はありませんか。

4番（下川芳樹君）

私のほうから佐川町ふるさと教育にかかる教材作成業務についてお伺いします。私はかねてより加茂地区の教育委員会が独立をしているということで、日高村の教育委員会、佐川町の教育委員会からわかれた独自の教育行政を行っている。このような中で佐川町が取り組むふるさと教育については加茂地区に住まわれている佐川町の子供たちにとっても大変大切な教育であろうというふうに考えております。今回のふるさと教育にかかる教材作成業務について、その内容とこれまでも教育行政の中で加茂の教育委員会と佐川町の教育委員会の連携ということについても、お話を申し上げてまいりましたので、そのあたり、どのような形で運用されるような計画があるのかお聞かせをいただきたいと思います。

教育委員会教育長（濱田陽治君）

作成する教材については、加茂のほうでも使用していただけるように配慮してつくっているというところです。

2つ目ですが、このさかわ未来学の取り組みを始めまして、加茂の委員会のほうにたびたび伺いまして、進捗状況等をご報告しながら、加茂のほうでもお求めを聞いております。それと加茂小中学校にもお伺いして、さかわ未来学について例えばタブレットの導入とか、いうことで町内研修をやっておりますけれども、そういったことについてもご案内をして、興味があるというかそういったものについてはぜひご参加くださいという働きかけもしております。また実際にご参加もいただいております。以上でございます。

4番（下川芳樹君）

今後にも上手に連携を図っていただいて、地域全体の子供たちがふ

るさと教育の中で、郷土愛、地元愛を醸成していただきますようよろしく願いをいたします。以上でございます。

議長（岡村統正君）

ほかに質疑はありませんか。

3 番（西森勝仁君）

予算書を見てみますと、今年も昨年にも増してたくさんの委託費が組み込まれているわけでありまして、これを計算してみますと総額は10億6千万を超えたわけでありまして。この中には私がみてるに、明らかにトップダウンではないかというようなそういうふうに見える事業もあります。まず51ページ2-1-4-12委託費800万円のシティープロモーション委託費であります。これは昨年も200万円が計上されておったわけでありまして、そのときの説明では、来年度、つまり令和2年度にはこれをつくりあげて完成すると。こういうような説明があったので今年では成果品ができる程度の予算が組まれるものと、こういうふうに思っておりましたが、今年はその4倍の800万円が組み込まれているわけですが、この積算の根拠は何か。またどこに委託してどのような成果品ができるようになっているかお尋ねいたします。これがまず1点。

次に101ページ、5-2-2-12林業振興費おもちゃ美術館設計構想委託費として660万円が計上されておりますが、この事業は新聞にも掲載されましたとおり、私もこの時点までは知りませんでしたけれども、町民も初めて知ったと思います。具体的にはこの予算にある設計構想とは何か。東京のNPO法人に委託するようですが、このNPO法人とはどんなものなのかお尋ねをいたします。

最後に一般質問でも、るるお尋ねをいたしました。私にとりましては明解な答弁を得られていないというふうに思っておりますので、お尋ねしますが、この庁舎と文化センターおよび防災行政無線のこの3事業で13億を超える借金事業が計上されているわけでありまして、町長はなぜ優先順位をつけて実施しなかったのか。とりあえずこの3つについてお答えを願います。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

私のほうから当初予算書の51ページのシティープロモーション委託料800万円についてご説明をさせていただきます。この経費につきましては、地方創生推進交付金事業としまして、平成30年度から令和2年度までさかわ未来学とシティープロモーション事業と

して3年間の事業計画に基づいて予算の計上をしております。中身につきましては、最終年度にあたります令和2年度の取り組みといたしまして、これまで実施をしておりますふるさと学の取り組みにつきまして、動画等の制作を通じまして郷土愛の醸成とともに、移住それから観光を存分に発揮させていくためのプロモーション経費として、最終年度で成果品として仕上げていくための予算を計上しております。これにつきましては、積算ですけれども3年度の実業計画に基づいて800万円という形で計上させていただいております。今後、この予算をお認めいただきましたら、これはプロポーザル等の手法もこうじまして提案を業者にさせていただきながら、この制作等の中身を企画としてつめていくということでございます。以上でございます。

産業建設課長（田村正和君）

私のほうからは101ページのおもちゃ美術館設計構想委託料、660万円この内容についてのお尋ねということだと。来年度予定をしております基本構想の内容についてご説明をまずさせていただきます。まず施設に必要な機能を検討するということで、佐川町ならではの特性をいかした空間デザイン、それを検討すること。それから特徴ある機能と観光資源として、十分耐えうる構想を提案をしてもらうということが、一つ。

それから二つ目としましては、施設の運営方法を検討してもらうと。運営団体の形態それから育成のあり方に加えまして、スタッフの管理それから運営に関する全般を検討してもらうということを用意しております。それからあわせて施設整備のスケジュール、今後の細かなスケジュールを策定をしていただくという予定であります。それから想定をしております委託先でございますが、NPO法人の芸術と遊び創造協会というところですが、私の知っている知識の中で佐川町も木育に取り組んで推進をしております。この木育を推進する観点で活動をされております、NPO法人と理解をしております。以上でございます。

町長（堀見和道君）

西森議員のご質問にお答えさせていただきます。本庁舎並びに文化センター、防災行政無線につきましては、有利な起債であります緊急防災減災事業債が令和2年度で終了の予定であること。またそれぞれ総務課、教育委員会、に確認をしたところ、令和2年度でや

りたいと。総務課、この本庁舎と防災行政無線につきましては、2年間でやりたいと。この有利な起債があるということとあと、防災災害に強いまちづくりにしていくうえで業務としてこのボリュームをこなせるということであれば、できるだけ早く着手をして完成させるということも大切だという判断のもと、令和2年度の当初予算としてあげさせていただいております。以上です。

3番（西森勝仁君）

ただいまの説明によりますと、シティープロモーション事業につきましては、担当課長から説明があったように地方創生事業の交付金をいかした3年間の事業計画であって、今年が3年目という説明を受けたところでありますが、その事業計画の中に最終年度は800万とこういうものがあったのかどうなのか。これも確認をさせていただきたいと思います。

次にNPO法人に委託するおもちゃ美術館であります。ただいまの説明によりますと基本構想作成にあたって佐川の特性をいかしたものであるいは観光資源こういったもの、そして施設の運営方法、またスタッフの管理、こうしたものと相談をするよと、いうことであろうかと思えます。そしてこれから先は施設の整備もやってもらうというふうに説明があったのではないかと思います。そして緊防債を最後の質問に答弁をいただきました町長の答弁によりますと、有利な緊防債が今年で終了するので、私の感ずるところによりますと、大型事業の3つを駆け込みでやることになったと。その背景には担当課からの話もあったということのようではありますが。これはなかなか大変やと思えます。これについてはあとで述べさせていただきたいと思いますが。ただいま担当課長から説明をいただきました、おもちゃ美術館であります。これはNPO法人の芸術と遊び創造協会、ここの町長の関係はわかりませんが、町長がまちづくり研究所を運営していた頃につながりがあったかどうか全くわからんところではありますが、今、この法人というのは東京四ッ谷で東京おもちゃ美術館を運営し、また年数回、新宿御苑で森のおもちゃ美術館、こういったもののイベントも開催をしている団体であります。これは、先ほど担当課長の中にもちょっとお話がありましたが、おもちゃ学芸員と呼ばれるボランティアスタッフによって運営をされております。このスタッフの教育もちょっと頼むよというようなお話であったんじゃないかと思えます。

そうしたことはさておきまして私が、問題に思っているのは新聞にも載っていた監修料、予算書で言えば先ほどから言っている設計構想料、今年は660万円となっております。私がちょっと私の畑違いの友達であります、これについてちょっと聞いてみました。このおもちゃ美術館の監修料これが660万円というたらめちやくちや高くないかよと。こういうように聞きますと、それは何をどこまで頼むか知らんが、そんなはずはない。それは構想のただの構想のプレゼンで、相談料か着手金のようなもんじゃないかと。ということで安く見積もっても1億円はかかるんじゃないかということのでびっくりしたところであります。この話を半値八掛けにしても4千万もいる。町長は本当はこれから今、課長が説明がありましたように話がどんどん進んでいけば、この工事費とは別に1億円ぐらい委託料があることを腹に持っているのかないのかお尋ねしたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。来年度は基本構想の委託料ということで予算を組んでおります。令和3年度以降につきましては、おもちゃ美術館の基本設計でありますとか実施設計、あと建物そのものの建設費もあります。あと建物の中に入れるおもちゃを備品として購入しなければいけないということもあります。その他、今後委託を予定しているものの累計1億近くになります。その詳細につきましては、担当課長から説明をさせますが、この施設につきましては、住民の皆さん、子供たちをお持ちの住民の方々からもすごく楽しみにしているという声もあります。ただ議員の皆様には道の駅の基本構想の中で説明の中でおもちゃ美術館のことにつきましては、事前にご説明もさせていただいております。その中で道の駅の整備につきましては県の地域振興策の一つの事業として位置づけをする中で、佐川町の今後の地産外商の拠点として、所得向上の拠点としてしっかりと整備をしていきたいと思っております。おもちゃ美術館は道の駅に来ることを目的として、町外から幅広く、県外からもできるだけのポテンシャルのある施設だというふうに思っております。

第2期のまち、ひと、しごと総合戦略が来年度令和2年4月からスタートします。その中でもその戦略の一つの大きな事業として位置づけをして、地方再生計画もしっかりと計画の中に位置づけをしたうえで、企業版のふるさと納税をしっかりとご寄附をいただく。

企業にもお願いをして、ご寄附をいただくということにも努力をしてしっかりと予算的な獲得もしながら、この事業は前に進めていきたいと考えております。子供たちの植物の食育、木育の観点から、心豊かな非認知能力を高めるという観点におきましても、この施設は何とぞ、住民の皆さんの幸せのために整備したいと考えておりますので、ご理解いただければと思っております。詳細の金額につきましては担当課長から説明をさせますので、よろしく申し上げます。

産業建設課長（田村正和君）

それでは私のほうから今後想定される費用についてご説明させていただきます。まず来年度基本構想の分それ以降に基本設計、これが330万円程度それから実施設計、それから工事の管理、これが1,200万円、基本構想から実施設計管理までで約2,100万円程度。次に町長のほうから、説明もさせていただきましたが、備品おもちゃ、オリジナルの玩具、それからおもちゃの購入費用、この計画をつくるのに約200万円、それから備品、そのオリジナルの玩具の製作それからおもちゃの購入、それが4,400万程度。ここで4,620万。それ以降に、運営をする人材の育成支援これが330万円程度。それから運営支援の委託が440万円、それから広報の支援をしていただくという必要があるということで110万円、ここで880万円。あわせて基本構想から後方支援までの想定をしております金額が、7,600万円程度を見込んでおります。以上でございます。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

私のほうからシティープロモーションの関係で、事業計画にのっているのかというご質問があったと思いますので、それについてお答えさせていただきます。この佐川未来学とふるさとシティープロモーション事業については平成30年度当初の事業計画の通りに国のほうに提出する事業計画がございますが、その中にも令和2年度最終年度の取り組みとしてこの成果物800万円の委託料のほうを事業計画としてのせております。以上です。

3番（西森勝仁君）

トータル今後7,600万円も委託費があると、建設費は当然別ですが、これにもろもろの経費がさらに入ってくる、税込みかどうかはわかりませんが、私が思うにいわゆる東京価格じゃないかというふうに思うところがあります。例えば、おもちゃの購入費という説明がありましたが、このおもちゃの購入にしてもあの簡単につ

くれる木馬、木馬にも23万1千円かかります。いろいろありますが、ちょっと高いかなと。ここらあたりではあんなもの買う者はだれっちゃあおらん。おそらく手が出ないと思います。手をつくったこんなコロコロする木馬です。あれが23万1千円。まあ総じて高いと思いますし、手は出ないんじゃないかと思います。これから大変な支出になりますが、これは今町長の説明によりますと、企業版のふるさと納税をあてたいと。一般質問のときにはちょっと時間が足りなかってそこらあたりまでは踏み込めませんでしたけれども。これはやっぱり事業名を出してそして、松浦議員が以前から提案しておりますように、この事業に寄附をしてくれた、7,600万これに達せざったら、この事業はやめるよと。大川村の村長がこの前に自然何とかセンターの建設について、ふるさと寄附金でやると。集まらなかったらできないやらないと新聞にのっていました。このふるさと版の企業をみつけるというのはどこの自治体も大変な苦勞をしていると思います。企業にとりましては、6割から3割アップして9割になっています。企業にとりましては、どちみち払わないかん税金ですので、これは営業努力次第で集まると思います。牧野関係にしても、牧野の関係の方はここに寄附してもらえんかもわかりませんが、町長もそのいろいろな事業主との関係があろうと思いますし、そして東大の腰原教授のところにも支援をしていると思います。これはしていないかもわかりませんが、でも知り合いだと思います。うちの事業の中にも名前を見ましたので、そういった先生方に企業先にもちょっと紹介をしてもろうて、営業にいかなちっともこれは集まらんと思います。この間も一般質問でちょっと企業からの寄附があるかないかというて聞きましたところ、ゼロということでしたので、この企業版のこれが集まらんかったらようせんというぐらいの気合いを込めてやってもらいたい。

そしてこの前も紹介しましたがけれども、あそこの四万十川にかかる西土佐の岩間沈下橋も、のせたらすぐに6,800万ぐらい集まったという担当者の声でございましたので、ぜひそういうふうにしてもらいたい。そうすると民意がわかると思います。本当に望んでいるか、望んでいないのかと。こういったものも含めて、民意が図れると思いますので、ぜひ調達できなかつたらようせんということにしてもらいたいですが、いかがでしょうか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。西森議員に応援の言葉をいただきました。気合いを込めて営業を一生懸命頑張ります。必ず企業さんにご理解いただいて寄附をいただけるように、営業をかけていきますので、ぜひご支援いただければと思います。以上でございます。

議長（岡村統正君）

ほかに質疑はありませんか。

1 番（橋元陽一君）

2 点、お伺いいたします。まず予算書の 93 ページに、農業振興費の中に組み込まれているという地域おこし協力隊、町内で各分野で奮闘されていると思いますが、この地域おこし協力隊の活動の大もとになる財源的な措置についてであります。先ほど説明されましたけれども、会計年度任用職員にきりかわる形で 440 万円かける 24 名分が財源として入ってくると。その使い方についてですけれども、具体的にどのように執行されているか、少しわかるような説明をしていただければなあと。地域おこし協力隊の活動を十分に補助、支援するシステムになっているかどうかお聞かせを願いたいと思います。

それから 2 点目は予算書 115 ページ、災害対策費として今年度、令和 2 年度に計画されております防災行政無線システム施工にかかわりまして、委託料から工事を含めて 1 億 9 千万をこえるような予算を組まれておるわけであります。この工事の計画等について、具体的にどういうことが計画されているのかお伺いしたいと思います。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

私のほうから地域おこし協力隊の経費につきましてご説明させていただきます。予算書でいきますと 93 ページから 95 ページのうへの段にかかっている項目が地域おこし協力隊にかかる経費がかなり入っております。財源といたしましては、先ほど橋元議員がおっしゃっていただきましたけれども、令和 2 年度につきましては会計年度任用職員の関係で人件費の措置として 240 万円、それからその他の活動経費として 1 人あたり 200 万円ということで、合計して 1 人あたり 440 万円の特別交付税の措置がございます。当初予算ベースで協力隊の人数としては佐川町 24 名の予算計上をしています。その 24 名かける 440 万円の経費の中で人件費と経費をわりふっていますけれども、その人件費以外のところでいきますと、まずは地

域おこし協力隊が活動するにあたりましての消耗品類の経費、それから特に自伐型林業におきましては、重機等を使用しますので、そういった重機等のリース料それから公用車のリース料も含まれております。あとは地域おこし協力隊の家賃の補助これもあたります。あと地域おこし協力隊が活動するにあたりまして技術の習得とか、知識そういったものの研修に行く、そういったものの研修費にも予算を計上しています。それぞれの地域おこし協力隊の各分野にわたりますけれども、それを活動するための経費をそれぞれにわりふって十分な活動ができるように支援をされていております。以上です。

総務課長（麻田正志君）

それでは私のほうから防災行政無線の工事関係についてご説明させていただきます。工事につきましては全体としましては防災行政無線につきましては、現在と同様の同報系という、システムを採用することにしています。それでは令和2年度におきましては、親局と中継局の更新、それと防災アプリの導入を予定しています。親局というのは役場の庁舎1階に防災行政無線室とありますけれども、そちらのほうにある防災機器等の更新ということになります。中継局というのは役場からのその電波のほうを虚空蔵山のほうに中継局がありまして、そちらで受けて各拡声子局のほうに発信する、送信するということでもありますけれども、そちらの虚空蔵山の中継局の更新ということを行います。あと防災アプリというのはスマートフォンを利用しまして、防災行政無線の内容であるとか、各種情報をお知らせするという内容になっております。

令和3年度におきましては、現在町内に56カ所7カ所程度だったと思いますけれどもあります拡声子局、放送が流れる設備ですけれども、あれの更新をやるという計画になっております。全体的な計画は以上のような内容になっております。あとは一方移動系といいます持ち運びできるタイプのようなものでありますけれども、こちらのほうにつきましては令和2年度に更新をしようというふうに考えております。携帯局としまして、21個ほど、あと半固定局としまして2カ所これは文化センター、かわせみにある分ですけれども、こちらのほうも令和2年度にやると。全体的な計画、工事の内容としましては今のような内容を計画いたしております。以上でございます。

1番（橋元陽一君）

説明ありがとうございます。地域おこし協力隊、本当に佐川町のために奮闘されていますので、引き続き全面的な支援をしていただきたいと思います。また防災無線につきましては、説明会でもいろいろな意見が出ましたように地元業者の工事への参画が十分に保証されるように手立てをこうじてほしいという要望が強くでておりましたので、ここでも重ねてそれをお願いして私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（岡村統正君）

ほかに質疑はありませんか。

3 番（西森勝仁君）

私はこの令和 2 年度佐川町一般会計予算について、動議を提出したいと思います。

議長（岡村統正君）

休憩します。

休憩 午前 10 時 28 分

再開 午前 11 時

議長（岡村統正君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

本案に対しては、西森君ほか 1 名からお手元に配りました修正の動議が提出されております。これを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。

3 番（西森勝仁君）

それでは修正動議の説明をいたします。

（以下、「議案第 8 号 令和 2 年度佐川町一般会計補正予算に対する修正動議」 1 ページ朗読）

歳入、歳出予算事項別明細書の説明に入ります前に、提案理由の説明をさせていただきます。令和 2 年度一般会計予算は昨年比べて 14% も増加しています。内容を検証してみますと委託料もすでに 10 億 6 千万を超えております。それにも増して、今回突然ふってわいたような大型の新規借金事業が 3 つも計上され、この 3 つの総事業費だけでも借金が 13 億円を超えています。もうすでに身の丈を大きく超えているといっても過言ではないと思います。起債はある程度、活用することは当然必要であります。またこの計上されて

いる事業を否定するものではありませんけれども、こうした大型事業は優先順位をつけて実施してもらうのが常道であり、また町長の重要な仕事であるとも思うわけであります。これを一般家庭に例えていうならば、家をリニューアルし、車も家具も同時に買い換える、こういったものでなければなかりかと思ひまして、とても現実的ではありませんし、しかもすべてローンということになります。それに文化センターは本体工事にしても1番後で耐震工事を完了していますので、倒壊する恐れはまずありません。こうしたことから文化センターのもろもろの大規模改修工事については、後年度に実施していただきたく、当初予算からこれを削除し、修正するものです。それでは修正案をご説明いたします。

令和2年度佐川町一般会計予算修正に関する説明書。歳入、歳出予算、事項別明細書、議案第8号、令和2年度佐川町一般会計予算の一部を次のように修正する。第1条中77億7,818万5千円を73億8,818万6千円に改める。第1表歳入歳出予算の一部を次のように改める。ということでありまして、この事業費の総額は3億8,999万9千円であります。財源構成は特定財源が3億8,990万円一般財源が9万9千円となっておりますのでこの総括表の歳入の18の繰入金、ここに一財が9万9千円はいつておりますので、この部分と21款の町債3億8,990万円を削減するものであります。歳入合計につきましてはこの予算書の8ページにあります歳入合計77億7,818万5千円、これから3億8,999万9千円を引いたものであります。この修正した部分を足しますと端数処理の関係でトータルはあいません。なぜならばこの予算書の千円単位が全部積み上がっているからあわないものであります。歳出費につきましては9款の教育費の中からこの事業費の全部を削るわけであります。歳出合計がトータル合計で73億8,818万6千円、比較しましたら比較後はここにのせておりますように、この数字になってきます。地方債の財源もここに掲載しているとおりであります。以上です。

議長（岡村統正君）

これで提出者からの修正案の説明を終わります。

これから修正案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に賛成者の賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

次に原案に反対者の反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に修正案に反対の反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に原案に賛成者の賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

次に修正案に賛成者の賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第8号、令和2年度佐川町一般会計予算について、採決を行います。

まず、本案に対する西森議員ほか1名から提出された修正案について、起立によって採決します。

本修正案に賛成者は起立願います。

起立少数。

したがって修正案は否決されました。

次に、原案について起立によって採決します。

原案に賛成者は起立願います。

起立多数。

したがって議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第9号、令和2年度佐川町国民健康保険特別会計予算について、質疑をおこないます。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第9号、令和2年度佐川町国民健康保険特別会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第10号、令和2年度佐川町学校給食特別会計予算について、質疑をおこないます。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第10号、令和2年度佐川町学校給食特別会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第11号、令和2年度佐川町農業集落排水事業特別会計予算について、質疑をおこないます。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 11 号、令和 2 年度佐川町農業集落排水事業特別会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
賛成全員。

したがって、議案第 11 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 13、議案第 12 号、令和 2 年度佐川町介護保険特別会計予算について、質疑をおこないます。

質疑はありませんか。

4 番（下川芳樹君）

介護保険特別会計、保険者機能強化推進交付金についてお尋ねいたします。この交付金につきましては、昨年 12 月定例会においてこの補助金を有効に活用し、右肩上がりで上昇する介護保険、国民健康保険の減額を図っていく、そのひとつの糧になればということでご提案をさせていただきました。本年度の介護保険補正予算においても、この機能強化推進交付金について 11 万 3 千円増額をされております。取り組みが上向きに進んでいるものだというふうに認識しておりますが、新年度予算については、予算額が前年度予算と対比いたしまして、10 万円の増ということになっております。予算額が国レベルで 2 倍になろうというような状況の中で、新年度予算について 260 万円の予算計上の理由と、今後の方向性についてお伺いをしたいと思います。

健康福祉課長（田村秀明君）

お答えいたします。保険者機能強化推進交付金は介護の予防や自立支援に成果をあげた自治体に評価の指標に基づいて交付されるものです。昨年より 10 万円増の 260 万円としております。この制度につきましては平成 30 年度から導入されました。全国で 200 億円、内訳は県が 10 億円、市町村が 190 億円となっております。来年度から倍増の 400 億円になるということになっておりますが、現在のところ詳しい内容がまだこちらのほうで十分わかっていませんのでそれがわかれば歳入について補正で対応していきたいと考えています。以上です。

4 番（下川芳樹君）

ぜひ前向きな取り組みをよろしく願いたいしまして、私の質問

を終わります。

議長（岡村統正君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 12 号、令和 2 年度佐川町介護保険特別会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 12 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 14、議案第 13 号、令和 2 年度佐川町後期高齢者医療特別会計予算について、質疑をおこないます。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 13 号、令和 2 年度佐川町後期高齢者医療特別会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 13 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 15、議案第 14 号、令和 2 年度佐川町水道事業会計予算について、質疑をおこないます。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 14 号、令和 2 年度佐川町水道事業会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 14 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 16、議案第 15 号、令和 2 年度佐川町病院事業特別会計予算について、質疑をおこないます。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 15 号、令和 2 年度佐川町病院事業特別会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 15 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 17、議案第 16 号、佐川町課設置条例の一部を改正する条例の制定について、質疑をおこないます。

12 番（永田耕朗君）

異論を言うものではありませんが、今回、国土調査課の事業の終了ということで、新たに産業建設課を分割ということであろうと思いますが、産業振興課設置によるメリット、そして第 2 条に記載さ

れています内容が記載されていますが、産業振興課を設置の構想、メリットと構想をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

町長（堀見和道君）

永田議員のご質問にお答えさせていただきます。

産業建設課を産業振興課と建設課にわけるということにおきまして、産業振興課のメリットにつきましては、来年度以降、道の駅の基本構想をもとに基本計画さらには施設整備を進めていきます。その中で町内の農業、林業、商工業者、生産者、製造業者にかかる所得向上を図るうえでそれぞれの事業者に対して、生産者に対してヒアリング等を行いまして、道の駅の開所に向けて、新たな商品化、既存のものの磨き上げに力を入れて取り組んでいきます。その業務に課を設置して課長を産業振興に専念できる課長を設置することにおいて、この取り組みを強化できるというふうに考えております。内容につきましては、基本的にこれまで同様、農商工係、自伐型林業の推進係、この2つの係で進めていくというふうに考えております。道の駅の業務、道の駅の整備にかかわる所得向上に向けての地域振興、このことに注力するために課として、課長を単独において、今後進めていきたいと、それが全体としてメリットと考えております。以上です。

12番（永田耕朗君）

まあ、新しい事業を控えておるということでありますが、産業振興大変多岐にわたることであると思いますが、特に佐川町においては農業の低迷、また商店街、中小事業者も非常に厳しい状況にあると思いますので、こういったものに対しても十分に配慮しながら、より一層一次産業振興に力を注いでいただきたいということで、期待を込めて要望して終わります。

議長（岡村統正君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 16 号、佐川町課設置条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 16 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 18、議案第 17 号、佐川町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について、質疑をおこないます。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 17 号、佐川町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 17 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 19、議案第 18 号、職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑をおこないます。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 18 号、職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 18 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 20、議案第 19 号、佐川町行政不服審査条例の廃止について、質疑をおこないます。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 19 号、佐川町行政不服審査条例の廃止について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数。

したがって、議案第 19 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 21、議案第 20 号、佐川町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について、質疑をおこないます。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 20 号、佐川町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の

挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 20 号は、原案のとおり可決されました

日程第 22、議案第 21 号、佐川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑をおこないます。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 21 号、佐川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 21 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 23、議案第 22 号、佐川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑をおこないます。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 22 号、佐川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の

方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 22 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 24、議案第 23 号、特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑をおこないます。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 23 号、特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 23 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 25、議案第 24 号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑をおこないます。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 24 号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する

条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 24 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 26、議案第 25 号、佐川町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑をおこないます。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 25 号、佐川町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 25 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 27、議案第 26 号、佐川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑をおこないます。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 26 号、佐川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 26 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 28、議案第 27 号、地方自治法等の一部を改正する法律による地方自治法の条項ずれに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、質疑をおこないます。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 27 号、地方自治法等の一部を改正する法律による地方自治法の条項ずれに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 27 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 29、議案第 28 号、佐川町消防団員任免に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑をおこないます。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 28 号、佐川町消防団員任免に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 28 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 30、議案第 29 号、さかわ発明ラボの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑をおこないます。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 29 号、さかわ発明ラボの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 29 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 31、議案第 30 号、佐川町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、質疑をおこないます。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 30 号、佐川町印鑑条例の一部を改正する条例の制定につ

いて、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 30 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 32、議案第 31 号、債権の放棄について、質疑をおこないます。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 31 号、債権の放棄について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 31 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 33、議案第 32 号、佐川町立老人憩いの家設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑をおこないます。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 32 号、佐川町立老人憩いの家設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 32 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 34、議案第 33 号、第 2 期佐川町子ども・子育て支援事業計画の策定について、質疑をおこないます。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 33 号、第 2 期佐川町子ども・子育て支援事業計画の策定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 33 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 35、議案第 34 号、佐川町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑をおこないます。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 34 号、佐川町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 34 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 36、議案第 35 号、健康センター和楽の指定管理者の指定について、質疑をおこないます。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 35 号、健康センター和楽の指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 35 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 37、議案第 36 号、名教館の指定管理者の指定について、質疑をおこないます。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 36 号、名教館の指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 36 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 38、議案第 37 号、佐川文庫庫舎の指定管理者の指定について、質疑をおこないます。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 37 号、佐川文庫庫舎の指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 37 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 39、議案第 38 号、佐川町と高知県との間の行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の委託に関する規約制定の協議について、質疑をおこないます。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 38 号、佐川町と高知県との間の行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の委託に関する規約制定の協議について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 38 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 40、議案第 39 号、高知県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知県市町村総合事務組合規約の変更について、質疑をおこないます。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 39 号、高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 39 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 41、議案第 40 号、高知縣市町村総合事務組合から芸東衛生組合が脱退することに伴う財産処分について、質疑をおこないます。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 40 号、高知縣市町村総合事務組合から芸東衛生組合が脱退することに伴う財産処分について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 40 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 42、議案第 41 号、高知縣市町村総合事務組合から高幡西部特別養護老人ホーム組合が脱退することに伴う財産処分について、質疑をおこないます。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 41 号、高知県市町村総合事務組合から高幡西部特別養護老人ホーム組合が脱退することに伴う財産処分について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 41 号は、原案のとおり可決されました。

議長（岡村統正君）

ここで休憩します。

休憩 午前 11 時 43 分

再開 午前 11 時 45 分

議長（岡村統正君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま、議会運営委員長から発委第 1 号が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第 1 として議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって発委第 1 号を日程に追加し、追加日程第 1 として議題にすることに決定しました。

追加日程第 1、発委第 1 号、佐川町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、を議題にします。

提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長（永田耕朗君）

発委第1号、令和2年3月13日、佐川町議会議長岡村統正様。提出者、議会運営委員長永田耕朗。佐川町議会委員会条例の一部を改正する条例。上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び佐川町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提案理由の説明をいたします。本議案は本定例会上程され、先ほど可決されました議案第16号は佐川町課設置条例の一部を改正する条例の制定に伴い佐川町議会委員会条例の一部を改正するものです。内容は委員会条例第2条に記されております産業厚生常任委員会の所管部分の産業建設課を産業振興課に、国土調査課を建設課に改めるものです。以上でございます。

議長（岡村統正君）

質疑をおこないます。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発委第1号、佐川町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数。

したがって、発委第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第43、発議第1号「桜を見る会」徹底究明を求める意見書、についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

1番（橋元陽一君）

発議第1号、令和2年3月13日、佐川町議会議長岡村統正様。提出者、橋元陽一、賛成者、中村卓司。「桜を見る会」徹底究明を求める意見書。上記の議案を別紙のとおり佐川町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

経過につきましては、陳情書として県内消費税をなくす高知県の

会、また高知県商工団体連合会から令和2年2月13日付で議会事務局に陳情書が提出されておりました。その後3月定例会に向けまして、開催された議会運営委員会におきまして、常任委員会に付託することが否決されました。つきまして議員発議として提案させていただきます。

（以下、発議第1号『「桜を見る会」徹底究明を求める意見書』、
について、朗読）

以上、意見書の提案をさせていただきます。多くの議員の賛成を求めて提案を終わります。よろしくお願ひします。

議長（岡村統正君）

質疑をおこないます。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発議第1号「桜を見る会」徹底究明を求める意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成少数。

したがって、発議第1号は、否決されました。

日程第44、議員派遣についてを議題とします。

議員派遣について、はお手元に配付したとおり派遣することにしたと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって議員派遣はお手元に配付のとおりと決定しました。

日程第45、委員会の閉会中の継続審査及び調査について、を議題とします。

各委員長から会議規則第75条の規定によってお手元に配付しま

した申出書のとおり閉会中の継続審査及び調査の申し出がありません。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査及び調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

以上で、本定例会に提出されましたすべての案件は終了しました。

町長挨拶を願います。

町長（堀見和道君）

本定例会におきまして、令和2年度一般会計予算を含むすべての議案をご承認いただきまして、まことにありがとうございます。佐川町のために、佐川町民の幸せのために、ご決定いただきました予算をしっかりと執行して、佐川町の幸せなまちづくりにつなげていきたいと考えております。また令和元年度補正予算につきましては訂正を申し出させていただきました。佐川町の子供たちの豊かな学び、新たな学びをしっかりと進めていく、その環境整備をしていくということにつきまして、令和2年度の事業を進めていくように今後、申請をしっかりと丁寧におこなってまいりたいと考えております。ぜひまたご理解をいただきたいと思います。

一般質問の中で松浦議員からご指摘をいただきました。議員の皆さまから質問をいただいた内容につきまして、執行部が検討します、考えますと言った内容につきまして丁寧な説明、回答ができておりませんでした。また今日、西森議員のほうから各課しっかり連携をして事業を理解をしたうえで住民に説明しなさいというご意見もいただきました。私自身がやはり自分に厳しさが足りなかったと、そのように考える感じることでできる議会でありました。やはり初心を忘れることなく、気を緩めることなく、自分を律してしっかりと業務に邁進していきたい、していかなければならないと改めて思いました。

これからも佐川町民の幸せのために一生懸命仕事に邁進してまいりますので、引き続きご指導、ご協力いただきますようお願いを申し上げます。閉会にあたっての私の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（岡村統正君）

ここで私のほうから申し上げます。

皆さんご承知のとおり、この議場内にお二人の職員が3月末をもちまして定年退職を迎えられます。お一人は国土調査課長橋掛課長であります。橋掛課長は収納管理課長以来、課長職を務められ議会および町民と真摯に向き合い仕事を全うされてこられました。もう一人は議会事務局長河添局長であります。税務課長から議会事務局長へと課長職を務められ、議会事務局長7年という長きにわたり、議会事務局の要として真摯に職務を全うされてこられました。

本会議場での職務は本日が最後であろうと思います。

お二人のご労苦に対しまして心より労いの拍手を送りたいと思います。

ご同意をお願いします。

（拍手）

ただいま挨拶ということで要望がございました。

閉会してからの挨拶とします。

本日の会議はこれもちまして終わります。

令和2年3月佐川町議会定例会を閉会します。

閉会 正午